

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
おき、
翌日)

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の変更等
町等の区域の変更等
土地改良法による換地処分(二件)
土地改良事業の認可(三件)
森林病虫害等防除法による松くい虫の駆除命令
保安林の指定の解除(二件)
開発行為に関する工事の完了(二件)
- ◇ 選管告示 衆議院議員総選挙における立会演説会の開催計画に関する意見の聴取
- ◇ 公安告示 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞

告 示

鳥取県告示第七百一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、東郷町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による花見東郷地区第五工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十四年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する
字の名称

同上の区域(昭和五十四年四月一日現在の地番による。)

大字引地字下榎

大字引地字下榎のうち七八の三の一部及び八〇の一の一部並びに七八の三、七八の四及び八〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字引地字男鳥八四の一の一部、八四の二の一部、八四の四の一部、八四の五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字引地字鈴木一〇五から一〇九までの一部、一一一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字引地字小橋一一四の一と一体をなす国有地の一部並びに大字小鹿谷字下榎三六六の一の一部、三六七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字引地字男鳥

大字引地字男鳥のうち八四の一の一部、八四の二の一部、八四の四から八四の六までの一部、九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八四の三及び八四の五と一体を

<p>大字引地字寺谷</p>	<p>なす国土地の一部以外の区域、大字引地字下榎七八の三の一部及び八〇の二の一部並びに七八の三、七八の四及び八〇の二と一体をなす国土地の一部、大字引地字寺谷九二の一及び九二の二と一体をなす国土地の一部、大字小鹿谷字下榎三六七の二から三六七の三までの一部、三六七の八の一部及びこれらと一体をなす国土地並びに大字小鹿谷字立脇三七九の二の一部、三八〇の一部及び三八一の一部</p>
<p>大字引地字寺谷</p>	<p>大字引地字寺谷のうち一〇二の一部及びこれと一体をなす国土地並びに九二の一及び九二の二と一体をなす国土地の一部以外の区域、大字引地字鈴玉一〇三から一〇五までと一体をなす国土地の一部並びに大字引地字頃木松二〇八、二〇九の一、二一一の一及び二一一の三から二一一の五までと一体をなす国土地の一部</p>
<p>大字引地字鈴玉</p>	<p>大字引地字鈴玉一〇三、一〇四、一〇五から一一一までの一部及びこれらと一体をなす国土地の一部、大字引地字小橋一一四の二の一部及びこれと一体をなす国土地の一部、大字引地字南田一八二の二の一部及びこれらと一体をなす国土地並びに大字引地字頃木松一九六から一九八までの一部及びこれらと一体をなす国土地</p>
<p>大字引地字小橋</p>	<p>大字引地字小橋のうち一一四の二の一部及びこれと一体をなす国土地の一部以外の区域、大字引地字鈴玉一一〇の一部、一一一の一部、一一二、一一三及びこれらと一体をなす国土地並びに大字引地字南田一八二の二の一部、一八</p>
<p>大字引地字南田</p>	<p>二の一の一部及びこれらと一体をなす国土地</p>
<p>大字引地字頃木松</p>	<p>大字引地字南田のうち一八一の二の一部、一八二の二の一部、一八二の二の一部、一八三の二の一部、一八四の二の一部、一八五の二の一部、一八八の二の一部、一九二の二の一部、一九三の二の一部及びこれらと一体をなす国土地以外の区域並びに大字引地字頃木松一九四の二の一部及びこれと一体をなす国土地</p>
<p>大字小鹿谷 字御屋敷前</p>	<p>大字引地字頃木松のうち一九四の二の一部、一九六から一九八までの一部及びこれらと一体をなす国土地並びに二〇八、二〇九の一、二一一の一及び二一一の三から二一一の五までと一体をなす国土地の一部以外の区域、大字引地字寺谷一〇二の一部及びこれと一体をなす国土地並びに大字引地字南田一八二の二の一部、一八三の二の一部、一八四の二の一部、一八五の二の一部、一八八の二の一部、一九二の二の一部、一九三の二の一部及びこれらと一体をなす国土地</p>
<p>大字小鹿谷字前崎</p>	<p>大字小鹿谷字御屋敷前のうち二七一の一部及びこれと一体をなす国土地以外の区域、大字小鹿谷字板橋二九四の一部、二九五の二の一部、二九七の二の一部、二九八の二の一部、二九九の二の一部、三〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国土地並びに大字田畑字屋敷一七六の三及びこれと一体をなす国土地</p>

<p>大字小鹿谷字下榎</p>	<p>三五二の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字小鹿谷字桑住三二八の一部、三二九の一部、三三一の一部、三三二の一部、三三三から三三五までの一部、三三六の二の一部、三三六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字小鹿谷字八反田三三七の二の一部、三三七の二の一部、三三八の一部、三三九の一部、三四三の一部、三四四の一部、三四五及びこれらと一体をなす国有地並びに大字田畑字高柳二四一の六の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字小鹿谷字立脇</p>	<p>大字小鹿谷字下榎のうち三六六の二の一部、三六七の二から三六七の三までの一部、三六七の八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字小鹿谷字桑住三二六の二の一部、三二六の四の一部、三二八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字小鹿谷字上榎三四九の二の一部、三四九の二の一部、三五〇、三五一の一から三五一の三まで、三五二の二の一部、三五二の二の一部、三五二の三、三五二の六、三五二の八及びこれらと一体をなす国有地並びに大字小鹿谷字立脇三七四の二の一部、三七四の二の一部、三七五の一部、三七八の一部及び三七九の二の一部</p>
<p>大字小鹿谷字秀尾</p>	<p>をなす国有地の一部、大字小鹿谷字隅田三二五の二の一部及び三二五の二の一部並びに三二五の一及び三二五の二と一体をなす国有地の一部、大字小鹿谷字桑住三二六の二から三二六の四までの一部、三二八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字小鹿谷字秀尾四三二、四三四の二、四三四の二、四三五の二の一部及び四三五の二の一部</p>
<p>大字田畑字出会ノ式</p>	<p>大字田畑字出会ノ式のうち四の一部、五の一部、五の二の一部、七の一部、八の二の一部、九の一、九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字田畑字切崎一三の二の一部、一四及びこれらと一体をなす国有地並びに大字国信字広田二二の一の一部、二二の二、二二の二、二二の二、二二の三の一部、二二三の二の一部、二二三の二、二二四の二(合併の一部、二二五の二)合併の一部、二二六の一部、二二七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字田畑字切崎</p>	<p>大字田畑字切崎のうち一〇の二の一部、一三の二の一部、一四、二一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字田畑字出会ノ式四の二の一部、五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字田畑字平田</p>

<p>大字田畑字新屋敷</p>	<p>二二二の二の一部、二二二の二、二二三の一部、二二四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字国信字広田二二四の二(一)合併の一部、一二七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字国信字切崎二二八の一部、一三一の一部、一三四の三の一部及び一三五の五の一部</p>
<p>大字田畑字室木</p>	<p>大字田畑字新屋敷のうち三八の二の一部、三八の三の一部、四一の二の一部、四一の二、四二の一部、四三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字田畑字室木五五の一及び五五の三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字田畑字屋敷</p>	<p>大字田畑字室木のうち四四の二、四四の二、五五の一及び五五の三と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字田畑字新屋敷三八の二の一部、三八の三の一部、四一の二の一部、四一の二、四二の一部、四三及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字田畑字五反田</p>	<p>大字田畑字屋敷のうち一七二の五の一部、一七二の二の一部、一七三の一部、一七四の一部、一七七の二の一部、一七六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字田畑字五反田一七八の三の一部及び一八〇の二の一部</p>
<p>大字田畑字畑ノ木</p>	<p>及びこれらと一体をなす国有地、大字田畑字五反田一七八の二、一七八の二、一七八の三の一部、一七九、一八〇の二の一部、一八〇の二、一八一の一部、一八二、一八三、一八四の一部、一八五の二の一部、一八五の二、一八五の三の一部、一八八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字田畑字畑ノ木一九四の二の一部、一九五、一九六、一九七の二、一九七の二、一九八の二の一部及び一九九の一部</p>
<p>大字田畑字平田ノ式</p>	<p>大字田畑字畑ノ木のうち一九四の二の一部、一九五、一九六、一九七の二、一九七の二、一九八の二の一部及び一九九の一部並びに一九九の二及び一九九の三と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字田畑字新屋敷三八の二の一部、三八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字田畑字五反田一八一の一部、一八五の二の一部、一八五の三の一部、一八六の一部、一八七、一八八の二から一八八の三まで、一八八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字田畑字走り出二二六の二の一部、二二九の一部、二三〇の一部、二三一の二の一部、二三七の二の一部、二三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字田畑字鳥居松</p>	<p>大字田畑字鳥居松のうち二一五の一の一部、二一五の一五の一部、二一五の一九の一部及び二一五の三二以外の区域、大字田畑字出会ノ式五の二の一部、七の一の一部、八の二の一部、九の一、九の三及びこれらと一体をなす国有地、大字田畑字切崎一〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字田畑字平田二二三の一部、二一四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字田畑字平田</p>	<p>大字田畑字切崎二一の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字田畑字平田二二〇の一、二二〇の二、二二一、二二二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字田畑字走り出</p>	<p>大字田畑字走り出のうち二二六の一の一部、二二九の一部、二三〇の一部、二三一の一の一部、二三七の一の一部、二三八の一の一部、二三八の三の一部、二三八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字田畑字畑ノ木一九二の一及び一九二の三と一体をなす国有地の一部並びに大字田畑字高柳二二九の二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字田畑字高柳</p>	<p>大字田畑字高柳のうち二二九の一の一部、二二九の二の一部、二二九の三の一部、二四一の六の一部、二四二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字小鹿谷字重福寺三〇五と一体をなす国有地の一部、大字小鹿谷字</p>
<p>大字国信字倉入</p>	<p>八反田三三七の二の一部及び三四〇から三四四までの一部並びに大字田畑字走り出二三八の一の一部、二三八の三の一部、二三八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字国信字丁田</p>	<p>大字国信字倉入の全域並びに大字国信字丁田六四の一から六四の三まで、六五の一部、七八の一部、七九の一部、八〇の一部、八一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字国信字的場</p>	<p>大字国信字丁田のうち六四の一から六四の三まで、六五から六七までの一部、六九の一部、七〇の一部、七三の一部、七四の一部、七八の一部、七九の一部、八〇の一部、八一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字国信字的場九七の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字国信字加成一八〇の一部、一八一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字国信字的場</p>	<p>大字国信字的場のうち九四の一の一部、九五の一、九五の五、九六の一の一部、九七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字国信字丁田七〇の一部、七三の一部、七四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字国信字石田一〇〇から一〇二まで、一〇三の一部、一〇四の一の一部、一〇六の一の一部、一〇七から一〇九までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字国信字広田一一〇の一部</p>
<p>大字国信字石田</p>	<p>大字国信字丁田六六の一部、六七の一部、六九の一部、</p>

<p>大字国信字切崎</p>	<p>七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字国信字石田一〇三の一部、一〇四の二の一部、一〇四の二、一〇六の二の一部、一〇六の二、一〇七の一部、一〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字国信字広田一二二の一部、一二三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字国信字加成り一七五の二の一部、一七八の一部、一七九、一八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字国信字広田</p>	<p>大字国信字広田のうち一二〇の一部、一二二の一部、一二三の一部、一一四の二の一部、一一四の三の一部、一一五の一部、一二一の一部、一二二の一部、一二三の一部、一二四の一部、一二五の一部、一二六の一部、一二七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字国信字的場九四の二の一部、九五の二、九五の五、九六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字国信字石田一〇八の一部、一〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字国信字加成り一七五の二の一部及び一七八の一部</p>

<p>大字国信字加成り</p>	<p>一部、一七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字小鹿谷字八反田</p>	<p>大字国信字加成り一七二の一部、一七三、一七四の一部、一七五の二、一七五の三、一七五の四、一七八の一部、一八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字小鹿谷字八反田</p>

鳥取県告示第七百二二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による久米地区第二工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十四年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十四年二月一日現在の地番による。）</p>
<p>上福田字井手領</p>	<p>上福田字井手領のうち七三四の一、七三四の四、七三五の一、七三六、七三七の一、七四七の三の一部、七四八の一、七四九及び七五〇の一並びに七三四の一、七三四の四、七三四の七、七三五の一、七三六、七三七の一、七四七の九、七四七の一〇、七四八の一、七四八の五、七四九及び七五〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに上福田字新橋七五二の一の一部及び七五四の一部並びに七五二の一及び七五四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>上福田字八町</p>	<p>上福田字八町の全域並びに上福田字井手領七三四の一、七三四の四、七三五の一、七三六、七三七の一、七四八の一、七四九及び七五〇の一並びに七三四の一、七三四の四、七三四の七、七三五の一、七三六、七三七の一、七四七の九、七四七の一〇、七四八の一、七四八の五、七四九及び七五〇の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>上福田字新橋</p>	<p>上福田字新橋のうち七五二の一の一部、七五四の一部、七五八の一部、七五九の一の一部、七五九の六及び七六〇並びに七五二の一、七五四、七五九の六及び七六〇と一体をなす国有地の一部以外の区域、上福田字井手領七四七の三の一部、上福田字黒見ヶ淵七七五の一の一部及び七七六並びに上福田字坂ノ前七七七の一部、七七八の一部、七九〇の一の一部、七九〇の二の一部、七九一の一から七九一三のまでの一部、七九二の一の一部、七九二の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>上福田字坂ノ前</p>	<p>上福田字坂ノ前のうち七七七から七八二まで、七八三の一、七八三の二、七八四から七八九まで、七九〇の一の一部、七九〇の二の一部、七九一の一から七九一の三までの一部、七九二の一の一部、七九二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに上福田字壱町八〇九の一から八〇九の三までの一部、八一〇の一から八一〇の三まで、八一〇の二から八一〇の三まで、八一〇の二、八一〇の三の一部、八一四の一部並びに八〇一、八〇二、八〇三の二、八〇九の二から八〇九の三まで、八一〇の一から八一〇の三まで、八一〇の二から八一〇の三まで及び八一二から八一四までと一体をなす国有地の一部</p>
<p>上福田字壱町田</p>	<p>上福田字黒見ヶ淵七六三の一の一部、七七〇の一の一部、七七〇の三の一部、七七二の一部、七七二の二、七七三の二の一部、七七三の二、七七三の三の一部、七四四の一部、七七五の一の一部、七七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、上福田字坂ノ前七七七の一部、七七八の一部、七七八から七八二まで、七八三の一、七八三の二、七八四から七八九まで、七九〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに上福田字壱町田八〇一、八〇二、八〇三の二の一部、八〇三の二の一部並びに八〇一、八〇二、八〇三の二、八〇三の二、八〇九の二、八一〇の二及び八一〇の二と一体をなす国有地の一部</p>

上福田
字黒見ヶ淵

上福田字黒見ヶ淵のうち七六三の一の一部、七六七の二の一部、七六八の一の一部、七六九の一の一部、七六九の二の一部、七七〇の一の一部、七七〇の二、七七〇の三の一部、七七二の一部、七七二の一部、七七三の一の一部、七七三の二、七七三の三の一部、七七四の一部、七七五の一の一部、七七五の二の一部及び七七六並びに七六三の一、七六七の二、七六八の一、七六八の二、七六九の二、七七〇の二、七七〇の三、七七三の一、七七四及び七七五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに上福田字新橋七五八の一部、七五九の一の一部、七五九の六及び七六〇並びに七五九の六及び七六〇と一体をなす国有地

服部字大般若

服部字大般若のうち八二二から八二四まで並びに八一八、八二一の一から八二二の三まで及び八二二から八二六までと一体をなす国有地の一部以外の区域、服部字妻ノ神八一〇の一から八一〇の五まで、八一〇の三の一部、八一〇の四並びに八一〇の一から八一〇の四まで、八一〇の二から八一〇の四まで、八一六及び八一七と一体をなす国有地の一部並びに上福田字栲町田八〇七の一から八〇七の三まで、八〇八の一から八〇八の三まで、八〇九の一から八〇九の三までの一部、八一三の一部、八一四の一部及び八一五から八一七まで並びに八〇三の二、八〇三の三、八〇四、八〇六、八〇七の一から八〇七の三まで、八〇八の一、八〇八の二、八〇九の一、八〇九の二及び八一三から八一七までと一体をなす国有地の一部

服部字妻ノ神

服部字妻ノ神のうち八一〇の一から八一〇の五まで、八一〇の一の一部、八一〇の三、八一〇の四、八一〇の一の一部及び八一〇の二の一部並びに八一〇の一から八一〇の四まで、八一〇の二から八一〇の四まで、八一〇の二、八一六及び八一七と一体をなす国有地の一部以外の区域、服部字黒見ヶ淵一七の一の一部及び一七の二の一部、服部字十日田二二の一の一部、二二の一の一部、二二の二、二二の四、二二の八の一、二九の一、三〇の四、三一の一、三一の三から三一の六まで、三二の一、三二の三から三二の五まで、三三の一、三三の三から三三の五まで、三四の一、三四の三、三四の四及びこれらと一体をなす国有地の一部、服部字山根三五の二の一部、三六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、服部字河原田六〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、服部字市坂八〇九の一の一部並びに八〇九の一及び八〇九の四と一体をなす国有地の一部並びに服部字大般若八二二、八二三の一部並びに八一八、八一九の二及び八二二の一から八二二の三までと一体をなす国有地の一部

服部字黒見ヶ淵

服部字黒見ヶ淵のうち二二の一、二二の三、一三の一、一五の一、一七の一の一部及び一七の二の一部並びに一一、一二の一及び一三の三と一体をなす国有地の一部以外の区域、服部字十日田二二の一の一部、二二の二、二二の一の一部、二二の二及びこれらと一体をなす国有地、服部字山

<p>服部字市坂</p>	<p>根三五の二の一部、三七の二及び四〇の二並びに三五の二、三七の一、三七の二、四〇の一及び四〇の二と一体をなす国有地の一部、服部字大般若八二三の一部及び八二四並びに八二二の一、八二二の二及び八二三から八二六までと一体をなす国有地の一部、上福田字黒見ヶ淵七六七の二の一部、七六八の二の一部、七六九の二の一部、七七〇の二及び七七〇の三の一部並びに七六七の二、七六八の一、七六八の二、七六九の二、七七〇の二及び七七〇の三と一体をなす国有地の一部並びに上福田字老町田八〇三の一部、八〇三の二の一部、八〇三の三及び八〇四から八〇六まで並びに八〇三の二、八〇三の三、八〇四、八〇六、八〇七の二、八〇八の二及び八〇九の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>服部字市坂</p>	<p>服部字市坂のうち八〇六の二の一部、八〇六の三、八〇六の四の一部及び八〇九の二の一部並びに八〇六の一、八〇六の三、八〇六の四、八〇九の一及び八〇九の四と一体をなす国有地の一部以外の区域、服部字河原田六〇の四の一部、六一の二、六二の三、六七の四及びこれらと一体をなす国有地、服部字大清水七二の一及び七三の一と一体をなす国有地の一部、服部字久坂一一〇の二の一部、服部字樋ヶ口七六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、服部字竹下七六三の四の一部、七六三の五の一部、七六四の四の一部、七六四の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに服部字妻ノ神八一の一の一部、八一の三の一部、八一の二の一部、八一の二の一部及びこれらと</p>

<p>服部字河原田</p>	<p>体をなす国有地の一部</p> <p>服部字河原田のうち六〇の四、六一の二、六二の三、六七の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、服部字十日田三〇の一及び三一の二並びに三〇の一、三一の二及び三一の三と一体をなす国有地の一部、服部字山根三五の二の一部、三六の二の一部及び三七の二の一部、服部字、路四五の二の一部、四六の一部、四八の一部、五二の二の一部、五四の一部、五五から五八まで、五九の二から五九の三まで及びこれらと一体をなす国有地、服部字大清水七二の一、七三の二、七四、七五の二から七五の五まで、七六から八〇まで、八一の一、八一の二、八二の一部、八三の一部、八六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、並びに服部字久坂一一八の三の一部、一一九の二の一部、一二〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>服部字大清水</p>	<p>服部字大清水のうち七二の一、七三の二、七四、七五の二から七五の五まで、七六から八〇まで、八一の一、八一の二、八二の一部、八三の一部、八六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、服部字黒見ヶ淵一一の二、一二の三、一三の二及び一五の二並びに一一、一二の一及び一二の三と一体をなす国有地の一部、服部字山根三五の二の一部、三六の二の一部、三七の二の一部、三八、三九、四〇の二、四一の二から四一の三まで、四二、四三及びこれらと一体をなす国有地、服部字、路四四、四五の二の一部、四五の二、四六の二、四七、四八の一部、四九か</p>

服部字竹下	<p>ら五一まで、五二の一の一部、五二の二、五四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに服部字久坂一六の一の一部、一一八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
服部字樋ケ口	<p>服部字竹下のうち七六三の四の一部、七六三の五の一部、七六四の三から七六四の六まで、七六八の二、七六九から七七一までの一部及び七七四の一の一部並びに七六三の四、七六三の五、七六四の一、七六四の四、七六四の五、七六九から七七一まで及び七七四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、服部字下大田七四五の一の一部及び七四六の一部並びに七四五の一、七四六及び七五〇と一体をなす国有地の一部、服部字樋ケ口七五四の一の一部、七五六の一部、七五七の一及びこれらと一体をなす国有地並びに服部字市坂八〇六の一の一部、八〇六の三、八〇六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
服部字樋ケ口	<p>服部字樋ケ口のうち七五二の一、七五三の一から七五三の四まで、七五四の一、七五四の二の一部、七五四の八、七五五、七五六、七五七の一、七五八の五、七六〇の二の一部及び七六〇の七の一部並びに七五二の一、七五三の一から七五三の四まで、七五四の一、七五四の二、七五四の四、七五五、七五六、七五八の三、七五八の四及び七六〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、服部字久坂一一七の一の一部、一一八の一の一部、一一八の三の一部、一一九の一、一一九の二の一部、一二〇の一の一部、一二</p>

服部字久坂	<p>〇の二から一二〇の五まで、一二二の一から一二二の五まで、一二三、一二四の一部、一二五の一部、一二七の一の一部、一二七の四の一部、一二七の七から一二七の九までの一部、一二七の一〇、一二八の四及び一二八の五並びに一一三、一一七の二、一一八の一、一一八の三、一一九の一、一一九の二、一二〇の一から一二〇の五まで、一二二の一、一二三から一二五まで、一二六の四、一二七の一、一二七の四、一二七の七から一二七の一〇まで及び一二八の四と一体をなす国有地の一部以外の区域、並びに服部字樋ケ口七六〇の七の一部</p>
服部字久坂	<p>服部字久坂のうち一六の一の一部、一一七の一の一部、一一八の一の一部、一一八の三の一部、一一九の一、一一九の二、一二〇の一から一二〇の五まで、一二二の一から一二二の五まで、一二三、一二四の一部、一二五の一部、一二七の一の一部、一二七の四の一部、一二七の七、一二七の八、一二七の九の一部、一二七の一〇、一二八の四及び一二八の五並びに一一三、一一五、一一六の一、一一七の一、一一八の一、一一八の三、一一九の一、一一九の二、一二〇の一から一二〇の五まで、一二二の一、一二三から一二五まで、一二六の四、一二七の一、一二七の四、一二七の七から一二七の一〇まで及び一二八の四と一体をなす国有地の一部以外の区域、並びに服部字樋ケ口七六〇の七の一部</p>

<p>服部字下大田</p>	<p>服部字下大田のうち七三二の一の一部、七四五の一の一部及び七四六の一部並びに七三一の一、七三二の一、七四五の一、七四六及び七五〇と一体をなす国有地の一部以外の区域、服部字大田七二三の一部、七二四の一部、七二四の一の一部、七二六の一の一部、七二六の三及び七二七の一並びに七二三、七二四、七二四の一、七二六の一、七二六の三及び七二七の一と一体をなす国有地の一部、服部字樋ケ口七五二の一、七五三の一から七五三の四まで、七五四の一の一部、七五四の八、七五五、七五六の一部、七五八の五及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに服部字竹下七六九から七七一までの一部及び七七四の一の一部並びに七六九から七七一まで及び七七四の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>服部字大田</p>	<p>服部字大田のうち七二三の一部、七二四の一部、七二〇の三、七二二の一、七二二の一、七二三の二、七二四の一の一部、七二四の四、七二四の六、七二六の一の一部、七二六の三及び七二七の一並びに七〇九の二、七二三、七二四、七二〇の三、七二二の一、七二二の一、七二三の二、七二四の一、七二四の四、七二四の六、七二六の一、七二六の三及び七二七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、服部字穴田六五七の一の一部、六五八の一部、六五九の一部、六六五の一部、六六六の一の一部、六七二の二の一部及び六七三の一部並びに六五七の一、六五九、六六五、六七二の二及び六七三と一体をなす国有地の一部並びに服</p>
<p>服部字滝前</p>	<p>服部字滝前の全域、服部字久坂二二七の一の一部、一二七の七の一部、一二七の八の一部及びこれらと一体をなす国有地、服部字穴田六五七の二、六五七の四の一部、六五七の五及びこれらと一体をなす国有地の一部、服部字大田七二〇の三、七二二の一、七二二の一、七二三の二、七二四の四及び七二四の六並びに七二〇の三、七二二の一、七二二の一、七二三の二、七二四の一、七二四の二、七二四の四、七二四の六及び七二六の一と一体をなす国有地の一部並びに服部字樋ケ口七五四の二の一部及び七五八の三の一部並びに七五二の一、七五三の一から七五三の四まで、七五四の二及び七五八の三と一体をなす国有地の一部</p>	<p>服部字穴田</p>	<p>服部字穴田のうち六五五の一部、六五六の一部、六五七の一の一部、六五七の二、六五七の四、六五七の五、六五八の一部、六五九の一部、六六一の一の一部、六六二の一部、六六三、六六四の一部、六六五の一部、六六六の一部、六六七の一部、六六八の一部、六六九の一の一部、六六九の二の一部、六六九の三の一部、六七〇の一部、六七二の二の一部、六七三の一部及び六八一並びに六五五、六五六、六五七の一、六五七の二、六五七の四、六五七の五、六五八、六五九、六六一の一、六六二から六六五まで、六六七、六六八、六六九の二、六七二の二及び六七三と一体をなす国有地の一部</p>

服部字出口	<p>以外の区域、並びに服部字大田七〇九の二及び七二〇の二と一体をなす国有地の一部</p>
服部字四反長	<p>服部字四反長のうち五九四の一の一部、五九四の二、五九七の二及び五九八の二以外の区域、服部字宮ノ前五六六の一の一部、五六七から五七〇までの一部、五七一から五七三まで、五七四の一、五七四の二、五七五、五七六、五七七の一の一部、五七七の四の一部及び五七七の五の一部並びに五六六の一、五六六の二、五六八から五七三まで、五七四の一、五七七の一及び五七七の五と一体をなす国有地の一部並びに服部字出口六四七の三の一部、六四七の五の一部及び六四七の六の一部並びに六四七の三、六四七の五及び六四七の六と一体をなす国有地の一部</p>
服部字堂ノ元	<p>服部字堂ノ元のうち五八〇の一の一部並びに五八〇の一</p>
服部字大日前	<p>と一体をなす国有地の一部以外の区域、服部字中瀬一八九次一、一八九の二、一九一の二及び一九一の四と一体をなす国有地の一部、服部字四反長五九四の一の一部及び五九四の二の一部並びに服部字穴田六五六の一部、六五七の四の一部及び六五七の四の一部並びに六五五、六五六、六五七の一、六五七の二及び六五七の四と一体をなす国有地の一部</p>
服部字中瀬	<p>服部字大日前のうち五四九、五五〇の一の一部、五五〇の二の一部、五五〇の三、五五〇の二の一部、五五〇の三、五五二、五五三、五五四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、服部字上坂五五六の一の一部、五五六の三の一部、五五六の四、五五六の五、五六二の一の一部、五六三の一の一部、五六四の一の一部、五六四の四の一部、五六五及びこれらと一体をなす国有地並びに服部字宮ノ前五六六の一の一部、五六六の二、五六七の一部、五六八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
服部字中瀬	<p>服部字中瀬のうち一八七の一、一八八の一、一八八の二、一八九次一、一八九の一から一八九の三まで、一九〇の一、一九〇の二、一九一の一、一九一の二、一九一の四、一九三の一、一九四の一部、一九五、一九六の一部、一九七の一の一部、一九七の四の一部、一九九の一部、二〇四の一の一部、二〇四の四の一部、二〇七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、服部字馬場ノ前二〇八の一部及び二〇〇の一の一部、服部字大日前五五一の一</p>

<p>服部字岸田</p>	<p>服部字馬場ノ前</p> <p>服部字馬場ノ前のうち二〇八の一部、二〇九の一部、二一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、服部字中瀬一八七の一、一八八の一、一八八の二、一八九次一、一八九の一から一八九の三まで、一九〇の一、一九〇の二、一九一の一、一九一の二、一九一の四、一九三の一、一九四の一部、一九五、一九六の一部、一九七の一部、一九七の四の一部、一九九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、服部字前田三八一のの一の一部並びに三八一の一と一体をなす国有地の一部並びに服部字堂ノ元五八〇のの一の一部並びに五八〇の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>二の一部、五五一の三の一部、五五二の一部、五五三、五五四の一部及びこれらと一体をなす国有地、服部字上坂五五六のの一の一部、五五六の二、五五六の三の一部、五五七の二、五五八、五六〇の二から五六〇の五まで、五六一の二、五六二の四、五六二の二の一部、五六二の二から五六二の五まで、五六三の二の一部、五六三の二、五六三の三、五六四の二の一部、五六四の二、五六四の三、五六四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、服部字宮ノ前五六七から五七〇までの一部、五七七の二の一部、五七七の四の一部、五七七の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに服部字堂ノ元五八〇のの二の一部並びに五八〇の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>服部字岸田の全域、服部字中瀬二〇四のの二の一部、二〇</p>	<p>服部字前田</p> <p>服部字前田のうち三八一のの二の一部、三八二から三八四までの一部、三八四の二の一部、三八七の一部、三八八の一部、三九一の一部、三九二のの二の一部、三九四の一部、三九五の一部及び三九六並びに三八一のの二、三八二、三八三及び三九四から三九六までと一体をなす国有地の一部以外の区域、服部字馬場ノ前二〇八の二の一部、二〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに服部字由良垣四二二から四二四までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>四の四の一部、二〇七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、服部字馬場ノ前二〇八の二の一部、服部字前田三八一のの二の一部、三八二から三八四までの一部、三八四の二の一部、三八七の一部、三八八の一部、三九一の一部、三九二のの二の一部、三九五の一部、三九六の一部及びこれらと一体をなす国有地、服部字桜ノ木のうち四一三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、服部字由良垣四一四の二、四一四の二の一部、四一五の二の一部、四一五の四の一部及び四一五の五の一部並びに四一四の二、四一四の三、四一四の四の一部及び四一五の五の一部並びに四一四の二、四一四の三、四一五の四、四一五の五及び四一九と一体をなす国有地の一部、服部字榎実口五三八、五三九及び五四〇の二と一体をなす国有地の一部並びに服部字大目前五四九、五五〇の二の一部、五五〇の三、五五〇の四、五五〇の五の一部、五五〇の二、五五〇の三、五五〇の四、五五〇の五の一部及び五五二の一部並びに五四九、五五〇の二、五五〇の三及び五五二と一体をなす国有地の一部</p>

服部字前畑	<p>服部字前畑のうち四三二、四三三、四三四の一、四三四</p>	服部字由良垣	<p>服部字由良垣のうち四一四の一、四一四の二の一部、四一五の一、四一五の四の一部、四一五の五の一部、四二二から四二四までの一部、四二七の一部、四三一の一の一部及び四三一の二の一部並びに四一四の一、四一四の二、四一五の一、四一五の四、四一五の五、四一九、四二三、四二四、四二七、四三一の一及び四三一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、服部字前田三九四から三九六までの一部並びに三九四から三九六までと一体をなす国有地の一部、服部字前畑四三二の一部、四三三の一部、四三四の一の一部、四三四の二の一部、四三五の一部及び四三六並びに四三四の一、四三五から四三七まで及び四四三と一体をなす国有地の一部、並びに服部字榎実口五一八の二の一部、五一八の三、五一九、五二〇及び五二二の二並びに五一八の二から五一八の四まで、五一九、五二〇、五二二の二、五三六の二及び五三八と一体をなす国有地の一部</p>
服部字榎実口	<p>服部字榎実口のうち五一八の二、五一八の三、五一九、五二〇及び五二二の二並びに五一八の二から五一八の四まで、五一九、五二〇、五二二の一、五二二の二、五二二の三、五二二の四、五二二の五、五二二の六の二、五三八及び五四〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに服部字榎ノ木四一三及びこれと一体をなす国有地の一部</p>	服部字由良垣	<p>服部字由良垣のうち四一四の一、四一四の二の一部、四一五の一、四一五の四の一部、四一五の五の一部、四二二から四二四までの一部、四二七の一部、四三一の一の一部及び四三一の二の一部並びに四一四の一、四一四の二、四一五の一、四一五の四、四一五の五、四一九、四二三、四二四、四二七、四三一の一及び四三一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、服部字前田三九四から三九六までと一体をなす国有地の一部、服部字前畑四三二の一部、四三三の一部、四三四の一の一部、四三四の二の一部、四三五の一部及び四三六並びに四三四の一、四三五から四三七まで及び四四三と一体をなす国有地の一部、並びに服部字榎実口五一八の二の一部、五一八の三、五一九、五二〇及び五二二の二並びに五一八の二から五一八の四まで、五一九、五二〇、五二二の二、五三六の二及び五三八と一体をなす国有地の一部</p>

桜字殿向	<p>桜字殿向のうち六三〇の二、六三〇の三、六三一、六三二の二、六三二の三、六四一の三及び六四一の四の一部並びに六三〇の二から六三〇の四まで、六三一、六三二の二、六四一の三及び六四一の四と一体をなす国有地の一部以外の区域、桜字赤田五七三の一の一部、五七三の三の一部及</p>	桜字棚田	<p>桜字棚田のうち六〇六の一の一部、六〇七の一部、六〇七の二の一部、六〇八の一部、六〇九の一部、六一三の一部、六一四の一、六一四の二の一部、六一五、六一六の一部、六一七の一部、六一九の一部、六二七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	服部字上塔	<p>服部字上塔及び服部字西土居の全域、服部字由良垣四一七の一部、四三一の一の一部、四三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、服部字前畑四三二の一部、四三三の一部、四三四の一の一部、四三四の二の一部、四三五の一部及びこれらと一体をなす国有地、服部字榎実口五一八の二の一部並びに五一八の二から五一八の四までと一体をなす国有地の一部並びに桜字殿向六三〇の二、六三〇の三、六三一、六三二の二、六三二の三、六四一の三及び六四一の四の一部並びに六三〇の二から六三〇の四まで、六三一、六三二の二、六四一の三及び六四一の四と一体をなす国有地の一部</p>
------	---	------	---	-------	--

<p>桜字 赤田</p> <p>び五七四から五七六までの一部並びに五七三の一、五七三の三及び五七四から五七六までと一体をなす国有地の一部、桜字棚田六〇七の一の一部、六〇七の二の一部、六〇八の一部、六〇九の一部、六一三の一部、六一四の一、六一四の二の一部、六一五、六一六の一部、六一七の一部、六一九の一部、六二七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、桜字上塔六四六の一部、六四七、六四八及び六四九の一部並びに六四八、六四九、六五一、六五六及び六五七の一と一体をなす国有地の一部並びに服部字榎実口五一八の四、五二一の一及び五二二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>桜字 赤田</p> <p>桜字赤田のうち五六一の一、五六一の四、五六一の五、五六四の一の一部、五六五の一の一部、五六五の三の一部、五六六の一の一部、五六六の二、五六七の一、五六七の二、五六八の一部、五六九の二の一部、五七三の一の一部、五七三の三の一部、五七四から五七六までと一体をなす国有地の一部、五八〇から五八二まで、五八三の一部、五八五の一部、五八六の一の一部、五八七の一の一部、五八八の一の一部、五八九の一の一部、五九〇の一の一部、五九一の一の一部及び五九二の一の一部並びに五六一の一、五六一の四、五六一の五、五六四の一、五六五の三、五六六の二、五六七の一、五六七の二、五六八、五六九の二、五七三の一、五七三の三、五七四から五七六まで、五七九及び五八〇から五八三までと一体をなす国有地の一部以外の区域、桜字棚田六〇六の一の一部及び六〇七の二の一部並び</p>
<p>桜字 上塔</p> <p>に桜字上塔六四五、六四六の一部、六四九の一部、六五〇、六七四及び六七五の一部並びに六四五、六四六、六四九、六五〇、六五一及び六七三から六七五までと一体をなす国有地の一部</p>	<p>桜字 上塔</p> <p>桜字上塔のうち六四五から六五〇まで、六七四及び六七五並びに六四五、六四六、六四八から六五一まで、六五六、六五七の一及び六七三から六七五までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>桜字 柿田</p> <p>桜字柿田のうち五一四の一の一部及び五一五の一部並びに五〇八、五一四の一及び五一五と一体をなす国有地の一部以外の区域、桜字上柿田四六一の一の一部並びに四六一の一及び四六二の一と一体をなす国有地の一部、桜字袋尻五一六の二の一部、五一六の三の一部及び五一七の二の一部並びに五一六の二及び五一七の二と一体をなす国有地の一部、桜字赤田五六一の一、五六一の四、五六一の五、五六四の一の一部、五六五の一の一部、五六五の三の一部、五六六の一の一部、五六六の二、五六七の一、五六七の二、五六八の一部、五六九の二の一部、五七九の一部、五八〇から五八二まで、五八三の一部、五八五の一の一部、五八六の一の一部、五八七の一の一部、五八八の一の一部、五八九の一の一部、五九〇の一の一部、五九一の一の一部及び五九二の一の一部並びに五六一の一、五六一の四、五六一の五、五六四の一、五六五の三、五六六の二、五六七の一、五六七の二、五六八、五六九の二、五七九及び五八〇</p>	<p>桜字 柿田</p> <p>桜字柿田のうち五一四の一の一部及び五一五の一部並びに五〇八、五一四の一及び五一五と一体をなす国有地の一部以外の区域、桜字上柿田四六一の一の一部並びに四六一の一及び四六二の一と一体をなす国有地の一部、桜字袋尻五一六の二の一部、五一六の三の一部及び五一七の二の一部並びに五一六の二及び五一七の二と一体をなす国有地の一部、桜字赤田五六一の一、五六一の四、五六一の五、五六四の一の一部、五六五の一の一部、五六五の三の一部、五六六の一の一部、五六六の二、五六七の一、五六七の二、五六八の一部、五六九の二の一部、五七九の一部、五八〇から五八二まで、五八三の一部、五八五の一の一部、五八六の一の一部、五八七の一の一部、五八八の一の一部、五八九の一の一部、五九〇の一の一部、五九一の一の一部及び五九二の一の一部並びに五六一の一、五六一の四、五六一の五、五六四の一、五六五の三、五六六の二、五六七の一、五六七の二、五六八、五六九の二、五七九及び五八〇</p>

<p>桜字上柿田</p>	<p>から五八三までと一体をなす国有地の一部、並びに桜字上塔六七五の一部並びに六七五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>桜字袋尻</p>	<p>桜字上柿田のうち四六一の一の一部並びに四六一の一及び四六二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、桜字柿田五一四の一の一部及び五一五の一部並びに五〇八、五一四の一及び五一五と一体をなす国有地の一部、桜字袋尻五一六の二の一部、五一六の三の一部、五一七の二の一部、五一七の三、五一八、五一九の一、五一九の二、五二〇の一、五二〇の二、五二一、五二二の二、五二三の一、五二四から五二六まで、五二七の一、五三〇の二、五三三の一、五三三の二、五三四の一及び五三四の二並びに五一七の二、五一八、五一九の一、五一九の二、五二〇の一、五二〇の二、五二一、五二二の二、五二四から五二六まで、五三〇の二、五三三の一、五三三の二、五三四の一及び五三四の二と一体をなす国有地の一部、桜字山根五三三の三から五三五の六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに桜字平七六二の二、七六二の三、七六四の二、七六四の三及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>桜字平</p>	<p>に五一六の一、五一六の二、五一七の一、五一七の二、五一八、五一九の一、五一九の二、五二〇の一、五二〇の二、五二一、五二二の二、五二四から五二六まで、五三〇の二、五三三の一、五三三の二、五三三の三、五三四の一及び五三四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>桜字山根</p>	<p>桜字山根のうち五三五の三から五三五の六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに桜字袋尻五一六の一及び五一七の一並びに五一六の一、五一七の一及び五一八と一体をなす国有地の一部</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>服部字十日田 服部字山根 服部字ゴ、路 服部字宮ノ前服部字上坂 服部字桜ノ木及び服部字西土居</p>

鳥取県告示第七百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る花見東郷地区第五工区の換地処分を行つたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る久米地区第二工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百五号

大山町から申請のあつた町営土地改良（大山町（上野・末長）地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年八月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百六号

大山町から申請のあつた町営土地改良（大山町（末吉）地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第

五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年八月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百七号

大山町から申請のあつた町営土地改良（大山町（上万）地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年八月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号及び第六号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域及び期間

1 区域

県下全域。ただし、日南町の区域を除く。

2 期間

昭和五十四年九月十四日から昭和五十五年二月二十九日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

1 松くい虫の附着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその附着している枝条及び樹皮を焼却すること。

2 松くい虫が附着し、又は附着するおそれがある伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。)をいう。以下同じ。)を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が附着している場合には当該松くい虫並びにその附着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行つた者で、損失補償を受けようとするものは、別に定める申請書を速やかに、三に掲げる樹木又は、伐採木等の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第七百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十四年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市両三柳字三右衛門道西北三〇五一の一八、字平左衛門道左右三〇八一の四、字代吉郎道西三〇八二の三、字御免地道東三一〇四の三、字御免地道西沖三一二四の三、字新川西三一二五の七、字幸助道左右三一九〇の四

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備及び公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十四年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字逢東字谷端一三二一の二

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百一十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年八月三日 鳥取県指令受都計第二百十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市安長渡シ後

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市鶴見町三番一六号

株式会社熊谷組 広島支店

取締役支店長 朝日義孝

鳥取県告示第七百一十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年八月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年四月十九日 鳥取県指令受米土維第三百三十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢十五

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市中島三八五番地二

株式会社 西米商事

代表取締役 富長野武男

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百五十五条第三項の規定に基づき、予想される衆議院議員総選挙における立会演説会の開催計画について

て意見を聴くので、次のとおり鳥取県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求める。

昭和五十四年八月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 日時

昭和五十四年八月二十四日 午後一時三十分

二 場所

鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県庁第二庁舎第二十七会議室

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十九号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年八月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 小泉 順三

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十四年九月五日 午前十一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室(県庁本庁舎七階)

二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市西福原一五八五番地の八 寺嶋俊和